

令和6年度 第1回骨寺村荘園遺跡指導委員会

日 時：令和6年9月3日(火)

午後2時～4時

場 所：一関市役所 2階大会議室B

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 文化的景観部会の開催内容について **資料①**
- (2) 重要建物の調査について **資料②**
- (3) 史跡部会の開催内容について **資料③**
- (4) 令和6年度発掘調査報告 **資料④**

4 そ の 他

5 閉 会

骨寺村荘園遺跡指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1 骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備活用等に関する指導助言を得るため、骨寺村荘園遺跡指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2 指導委員会は、次の事項について必要な指導助言を行う。

- (1) 骨寺村荘園遺跡の発掘調査及び国史跡指定に関すること。
- (2) 骨寺村荘園遺跡の史跡の復元整備、活用、管理等に関すること。
- (3) 重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全等に関すること。
- (4) 平泉文化と骨寺村荘園遺跡の調査研究等に関すること。
- (5) その他骨寺村荘園遺跡に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 指導委員会は、20名以内の委員をもって構成し、委員は、文化財、考古学、農学及び建築学に関する専門家、有識者、地域関係者、行政関係者等のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、任期を2年以内で別に定めることができる。

(運営)

第4 指導委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第5 指導委員会に、第2の事項を個別に検討するため、部会を設けることができる。

2 部会は、指導委員会委員その他の有識者のうち、教育長が委嘱する7人以内の部会員によって構成し、部会員の互選による部会長1人を置く。

(アドバイザー)

第6 指導委員会及び部会に、専門的見地からの意見を求めるため、必要に応じ、アドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7 指導委員会及び部会は、教育長が招集する。

- 2 委員長及び部会長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会長は、部会で協議した事項を指導委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、指導委員会委員又は部会員から会議によらず、第2に掲げる事項の指導助言を受けることができる。
- 5 教育長は、前項の指導助言を受けた事項を指導委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8 指導委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(経過)

平成25年7月29日 一関市教育委員会告示第3号

平成29年8月30日 一関市教育委員会告示第4号

骨寺村荘園遺跡指導委員会委員名簿 (R6. 4. 26～R8. 2. 15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	誉 田 慶 信			
2	佐 川 正 敏			副委員長
3	佐々木 邦 博			
4	玉 井 哲 雄			
5	広 田 純 一			委員長
6	中 村 琢 巳			
7	八重樫 忠 郎			
8	工 藤 武			
9	沼 倉 恵 子			
10	五十嵐 正 一			
11	佐 藤 恵 子			R6. 4. 26～
12	佐 藤 光 雄			
13	佐 藤 登			
14	小 巖 芳 夫			
15	佐 藤 一 美			

アドバイザー

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	半 澤 武 彦	岩手県文化スポーツ部 文化振興課 世界遺産課長	世界遺産	
2	野 崎 弥	岩手県南広域振興局 土木部一関土木センター所長	土木行政	R6. 4. 1～
3	畠 山 英 勝	岩手県南広域振興局 農政部一関農村整備センター所長	農林水産行政	

文化的景観部会員名簿 (R6. 6. 27~R8. 2. 15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	佐々木 邦 博			
2	広 田 純 一			
3	中 村 琢 巳			
4	五十嵐 正 一			
5	佐 藤 恵 子			R6. 4. 26~

史跡部会員名簿 (R6. 7. 11~R8. 2. 15)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	誉 田 慶 信			
2	佐 川 正 敏			
3	玉 井 哲 雄			
4	八重樫 忠 郎			
5	佐 藤 光 雄			

事務局名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	時 枝 直 樹	教育長	
2	千 葉 せつ子	教育次長	
3	氏 家 克 典	副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長	
4	木 村 修	骨寺荘園室 室長補佐兼骨寺荘園係長	
5	原 田 祐	骨寺荘園室 主事	文化財課兼務
6	金 野 修	文化財課 課長補佐兼文化財係長 (兼)	
7	菅 原 孝 明	文化財課 学芸主査 (兼)	

(兼) 骨寺荘園室兼務

文化的景観部会の開催内容について

- 1 日 時 令和6年6月27日(木) 午後1時30分から4時30分
- 2 場 所 骨寺村荘園交流館(若神子亭) 研修室・字下真坂地内圃場
- 3 出席者 佐々木邦博部会員、広田純一部会員、中村琢巳部会員、五十嵐正一部会員
文化庁：永井ふみ調査官〔オブザーバー〕
岩手県：佐藤郁哉専門員〔オブザーバー〕
氏家克典副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長、木村修室長補佐兼骨寺荘園係長、原田祐主事〔骨寺荘園室〕
金野修課長補佐兼文化財係長、菅原孝明学芸主査〔文化財課〕
佐々木智行主査〔都市整備課〕 以上12名

4 内 容 以下のとおり

○「一関本寺の農村景観」保存計画の改定について

別紙資料により①保存計画改定の目的、②保存計画の課題、③課題解決に向けての3点を説明。

佐々木：イグネについて、住民の方々の認識があいまい。杉の木立があるところ全てとか、屋敷のまわりだけと思っているなど差がある。また、イグネの中に石造物があり、その位置などもこれ(保存計画)には記載されていないため、建物とイグネと石造物を合わせてトータル的に調査票をつくって欲しい。

五十嵐：見直しの趣旨内容についてはその通り。見直しの内容については、今後会議の中で話をさせていただきたい。ワークショップするのもよいが、出来るだけ地域の皆さん方の意見を吸い上げるような説明会という形で対応していただけるようお願いしたい。

本寺特有の重要文化的景観として評価されるべきものを、きちっと表に出していくことが必要。地元が考えている以上に他の方々からの評価がなされている。地域外の方が何を評価しているのかを整理してほしい。

中村：保存計画中に伝統的な使い方の屋敷構えの利用に関しては記述がほぼ無い。これから進める建物調査は、個別調査と全域のプロット調査2段階。屋敷構えが良くお住いの方がよく伝統的なあり方を教えていただけるような2・3件の調査をしたうえで、何に注目して全域プロット図を完成させればいいのか見えてくる。

参考事例として、街並みの調査をする時には、屋敷構えの伝統的な聞き取りと同時にアンケート調査ヒアリングも同時に実施している。

広田：文化的景観はその地域の生業と生活が生み出す景観で、生業と生活自体が変わってきている中で、その時代時代に合わせた保存活用のやり方考え方がある。保存計画改定を世界遺産の取組が一区切りついたこの段階で保存計画を改定するのは意義があるし、本当の意味での地域活性化につながるような中身にしていく必要がある。

今回の世界遺産騒動が無くて、その昔からここは凄く評価をされている。ある意味、

平泉世界遺産騒動で弱められてしまったようなところがあるので、本来の計画をつくる意味がある。

永井：何が困っている原因なのかという事をしっかり突き詰めて、それがより良い形でみんなが納得して改善される機会にしていく必要がある。

活性化の部分について、うまく議論や違う観点からの議論を計画に反映させて、この地域で多面的に取り組みの支援になっていくように計画を変えていければ良いと強く思っている。

アンケートやヒアリングについて、サンプリングをして後につなげるか急いだろうがよいのか、また中村先生にお任せするのか、「活用をセットにしたビジネスの可能性を議論出来る方」のような別の専門性を持った方の力を借りるのか、体制やスケジュール戦略などを検討していく必要がある。

佐藤：本寺の持つ特有の価値が、世界遺産という言葉で歪んで見えた、そういったものを見直す良い機会となる。地元でこの風景を支えている皆様の生業があって成り立つ文化財なので、文化財保護サイドの方から様々なお願いが出てくる一方で、文化的景観を守ることでこのような良いことがあるのだというバランスがとれるようなものがきちんと示されて、皆様の中で納得されていたのかという部分も含めて検討の余地がある。

○令和7年度修理修景事業計画について

事務局から、2件3棟の屋根塗装があると報告したが、その後1件1棟分については補助対象外である（重要建物でない）ことが判明したため、令和7年度は1件2棟の実施予定。

中村：保存計画改定と関わるが、屋根塗装の場合は赤・青といった昭和中期の全国一律のものを維持するのか、地区によっては全部グレー系に誘導する統一的な景観に向けていくのか、現状あるものは赤・青の昭和中期で、新築の時はグレーに誘導するとか、そのパターンについても、計画に具体化して今回の改定に入ってくると思う。

○その他（畦畔除却及び石造物除却）

・畦畔除却

広田：考え方をしっかりと整理し、一関本寺の農村景観保存計画や一関景観農業振興地域整備計画書の基準とも照らし合わせたいうえで判断していくこと。遺跡のコアな部分の農地に飛び火させたくない。

・石造物除却

五十嵐：案件の内容は、次の世代に墓石をそのまま残すと地震などで倒れ、それらの処分にかかるので、自分の代で墓石を林地の中から撤去したいということ。地域の居住環境生活環境の観点から見た場合にはマイナスで、移設も選択肢だと思う。

広田：中世の荘園遺跡というイメージからすると墓石がある風景というのは本寺の景観

に合っている。ただ墓石そのものが持つ歴史的価値が今のところ分からない。価値付けがまだなので現時点では何とも言えない。

永井：所有者から「コンクリートで固めて倒れないようにする」という案が出ているなら、その方向で進めてはどうか。石燈籠や鳥居と同じ整理をすれば、市の補助財源を国が補助する対応ができる。

令和6年6月27日(木)

文化的景観部会資料

1 一関本寺の農村景観保存計画の改定について

○保存計画改定の目的

- ・文化的景観の本質的価値を再認識し、その価値を守る方法を共有すること。
- ・文化的景観選定後18年が経過し、選定当時と現在の実態に即した見直しを行う必要がある。今後も地域住民と行政が協力して、一関本寺の農村景観を後世に伝えること。

○保存計画の課題

現在の保存計画で改定が必要と想定される主な事項は以下のとおり。

- ・個票の整備
 - 重要建物を再評価する。その際に重要建物の個票を屋敷地ごとに整備し直し、人々の暮らしや生業のありようを把握し取りまとめる。また、新たに重要な構成要素となるものについて、個票の整備が必要である。
- ・文化的景観として特定する要素（現行の保存計画67ページ）から重要な構成要素の特定（将来）に整理することの検討
 - 一関本寺の農村景観は、農耕に関する景観地、居住に関する景観地の価値を認められている。これに合わせた重要な構成要素への整理が求められる。
 - ※選定当初は決まりがなかったが、平成20年（2008）から重要な構成要素の特定を行うことが重要文化的景観の選定の条件となっている。
- ・保存管理の方針の検討
 - 現行の保存計画78ページ以降の方針について改めて議論する。
 - 補助金を出してでもやるべき行為（推奨）と、補助金は出さないがやってもよい行為（許容範囲）を示すか議論する。
- ・文化庁への届出を要する現状変更の内容検討
 - 保存計画で既に届出を要するとしている重要建物、石造物、社殿（三吉社等）についての内容を改めて検討し直す。
 - 新たに重要な構成要素となるものについて検討する。
- ・活用について検討
 - 例えば、空き家対策について景観保全と活用をセットにしたビジネスの可能性を議論できる方に指導委員となっていただく。
 - 景観保全しつつ地域活性化を実現するなど、トータルで活用を推進できるような仕組み、方法の検討。

○課題解決に向けて

調査

- ・重要建物の調査を実施する。調査については中村委員に依頼し、建物が屋敷地内でどのような役割を果たしてきたか、どの範囲までがイグネカを把握する。
- それらの屋敷地の個票を集約すると、本寺の農村景観のうち居住に関する景観地の価値を示すことができる。モデルとなる屋敷地を設定するかどうか検討する。
- ・屋敷地以外の重要な構成要素となる要素の個票作成について検討する。

計画の改定内容検討1

- ・重要な構成要素への移行
 - ・保存管理方針等の検討
- ガイドライン（現状変更の許容範囲及び実施方法）を計画に入れ込む（あるいは別冊で作成か）
- ・必要事項の追加
- 価値の保存、除却の方法等

計画の改定内容検討2

- ・諸計画との調整。
- 本寺地区景観計画（都市整備課）、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画（骨寺荘園室）、一関農業振興地域整備計画（農政推進課）、一関市農林業振興計画（農政推進課）等

資料更新

- ・保存計画で使用されている図版、写真の更新

想定スケジュール（案）

- ・来年度以降の調査をどのように進めるか。想定スケジュールは別添資料参照。
- あくまで想定であり、調査や議論の進み具合によってはさらに伸びることもあり得る。

2 令和7年度修理修景事業計画について

○現時点での計画

- 一関市指定文化財等保護事業補助金を利用予定のものは以下のとおり（2件3棟）。
- ・字若神子 96-1 畜舎・便所 屋根塗装
 - ・字駒形 61-3 畜舎 屋根塗装

3 その他

○水田畦畔の除去

現在休耕田となっている巖美町字下真坂 9-1 ほかにおいて、地権者から水田畦畔を除去して草刈りしやすくしたいと要望がある。

現行の保存計画では、景観農業振興整備計画によって文化的景観の保護や環境に配慮した農業用施設の整備を図ることとするとしている。

○石造物の除却

現在林地の中に墓地がある巖美町字駒形 90-2 ほかにおいて、地権者から墓石を除却したいと要望がある。

現行の保存計画では、石造物の移設について現状変更の届出が必要と定めているが、除却については特に言及していない。

一関本寺の農村景観保存計画改定の想定スケジュール

令和6年度（文化的景観部会立ち上げ、課題抽出、調査実施）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建物調査							↑					
課題抽出							↑					
指導委員会開催					↑						↑	
文化的景観部会開催				↑				↑				

令和7年度（調査・ワークショップ実施、改定作業）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
土水路等調査								↑				
ワークショップ				↑				↑				
保存活用計画改定作業												↑
指導委員会開催					↑						↑	
文化的景観部会開催				↑				↑				

令和8年度（改定作業、印刷）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保存活用計画改定・印刷												↑
指導委員会開催						↑						↑
文化的景観部会開催				↑				↑				

重要建物の調査について

○調査について

- ・重要文化的景観の本質的価値を確認することを目的として、重要建物の再調査を実施する。
- ・骨寺村荘園遺跡指導委員会委員となった中村琢巳氏（東北工業大学准教授）が中心となって行う。文化財課職員、東北工業大学学生数名も同行する。
- ・8月26日（月）に、まずは重要文化的景観のモデルとなる屋敷地（2件、佐藤勲氏宅、佐々木源輔氏宅）の調査を実施した。
- ・平成17年に文化財保存計画協会が実施した詳細調査（9件分）の図面データについて提供をいただいた。

○調査の具体的な内容について

- ・建物、石造物、イグネ（屋敷地内にあるもの）の写真撮影
- ・建物の時代判定（詳細が不明でも様式で区分）
- ・屋敷構えの確認（配置図の作成）
- ・主屋・付属屋の内部撮影（平面図、立面図作成）
- ・ヒアリング（建物の歴史、屋敷地における使い方などの確認）

○今後の予定について

- ・9月9日（月）実施
- ・10～11月にかけて実施予定。
- ・中村委員と文化財保存計画協会を交えて情報交換を行う。

史跡部会の開催内容について

- 1 日時 令和6年7月11日(木)午後1時30分から3時まで
- 2 場所 骨寺村荘園交流館(若神子亭)研修室・発掘調査現地
- 3 出席者 菅田部会員、玉井部会員、八重樫部会員、佐藤部会員
氏家副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長、木村室長補佐兼骨寺荘園係長、原田主事〔骨寺荘園室〕
金野課長補佐兼文化財係長、菅原学芸主査、千葉研究員、菅原研究員〔文化財課〕
以上11名
- 4 内容 以下のとおり。

○発掘調査概要について

令和6年度発掘調査報告のとおり。史跡部会開催時には拝殿北東部の調査を実施しており、それについて現地指導をいただいた。

○発掘調査現地指導

千葉：3層の整地層を確認。地山上に自然堆積した黒色土上に黒色土を使用した基礎整地をした整地層cが一番古い。整地層cの一部を掘削し黄土色の土が混ざる整地層b、層内にガラスやプラスチックを含む整地層aが一番新しい。

八重樫：整地層cが重要。整地層bから遺物が出ないことも気になる。毛越寺では旧表土を残したまま造成する例があり、近現代の作り方と違う。

ここに六所宮があったとすると、ずっと同じ位置にあった可能性はかなり高い。だからこういうのもある程度古いのを利用していくという可能性はあると思う。

整地層が古いかどうかきちっと調査をすればわかると思う。

菅田：年代が判れば一番。旧表土から何か出てくれればよい。単純に考えて磬だけが一つ出てそれでおしまい、ということはないと思う。

玉井：改めて場所の重要性がわかった。建築の観点から言うと建築史的に見てあの建物、拝殿、決して悪くない。建物もおそらく何らかの意味で替える前の何かを引き継いでいるのは確かである。

○その他

「山王窟」「不動窟」「慈恵塚」への見学路整備の情報提供を行った。整備事業の進め方については、市内部での協議の他、岩手県教育委員会、文化庁と情報共有しながら進めていく。

骨寺村荘園遺跡（白山社及び駒形根神社）調査報告

- ① 所在地 一関市巖美町字駒形 8-1
 ② 調査期間 令和6年4月15日（月）～7月31日（水）
 ③ 調査面積 36 m²

令和5年度は駒形根神社境内の南西部斜面を対象として調査を行ったことから、今年度は北東部斜面の様相を明らかにするため、拝殿の北東部に調査区を設定した。また、拝殿・神楽殿間における令和4・5年度の調査において、遺物を含む黒色土の広がりが見事に明らかになっていなかったため、その分布や堆積状況を把握するため、既調査区の一部にも調査区を設定した。

④ 調査結果

拝殿北東部 3時期の整地層を確認した。最も古い整地層cは地山上に自然堆積した黒色土（旧表土）上に黒色土を使用した基礎整地を行い、その上に地山土等を斜面下方に押し出しながら造成したもので、その一部は現在地表面に露出した状態となっている。拝殿のコンクリート基礎はこの整地層を約10cm掘り下げた状態で設置されている。年代を示す資料は出土していない。最も新しい整地層aは層内にガラスやプラスチック等を含むもので、その上に石馬覆屋が移設されている。整地層bは整地層cの一部を掘削するなど明瞭な時期差があるものの詳細は不明である（第2図）。

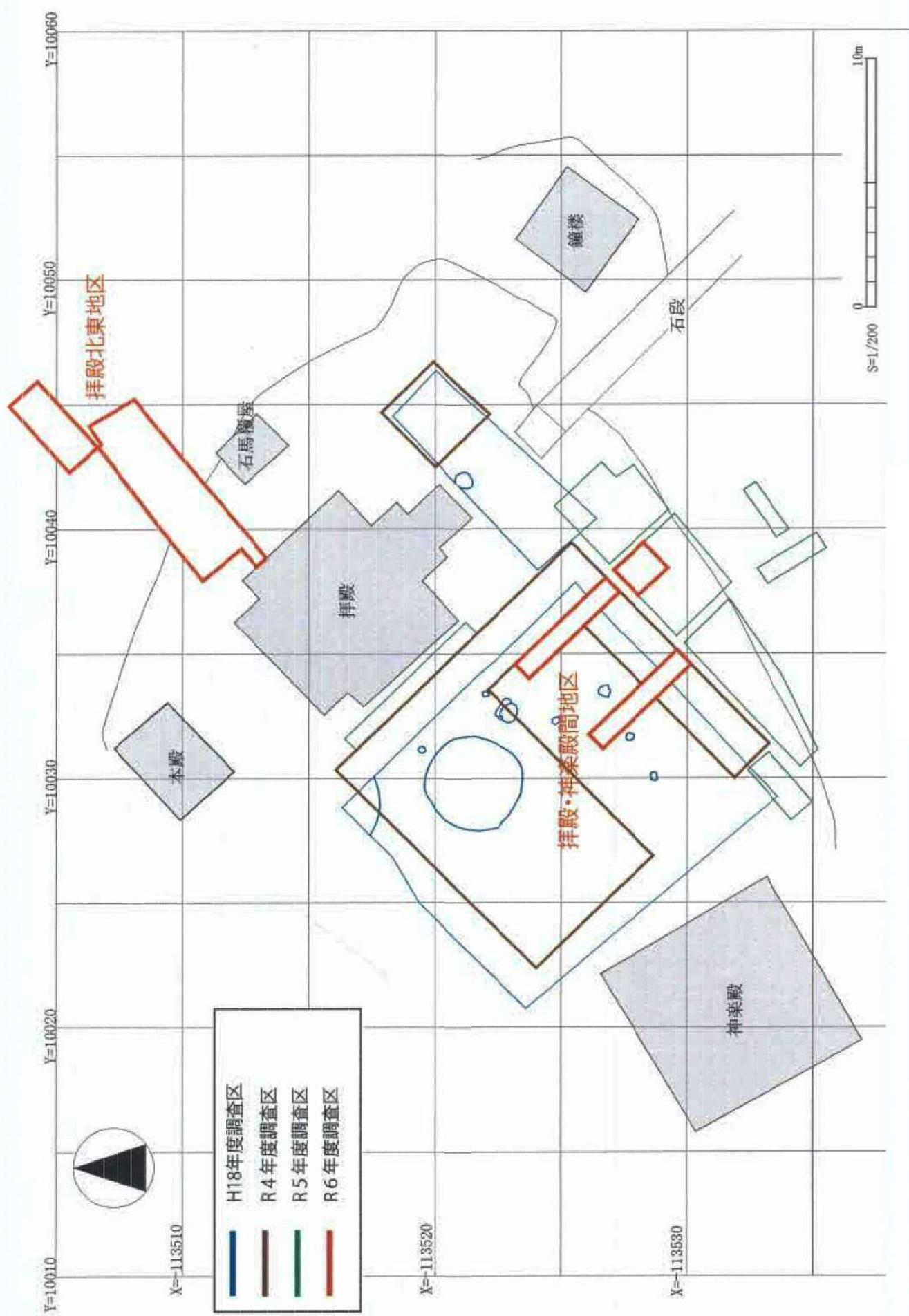


拝殿・神楽殿間 令和5年度調査区から平成18年度調査区にまたがるように2か所のトレンチを設定し、地山→整地層（地山土主体）→黒色土→整地層（褐色土・黄褐色土）という土層の重複を確認した。今回の調査では、境内中央部における各層の広がりが平面的に把握できる見通しが得られたので、詳細は次回以降の調査で明らかにしていきたい（第3図）。

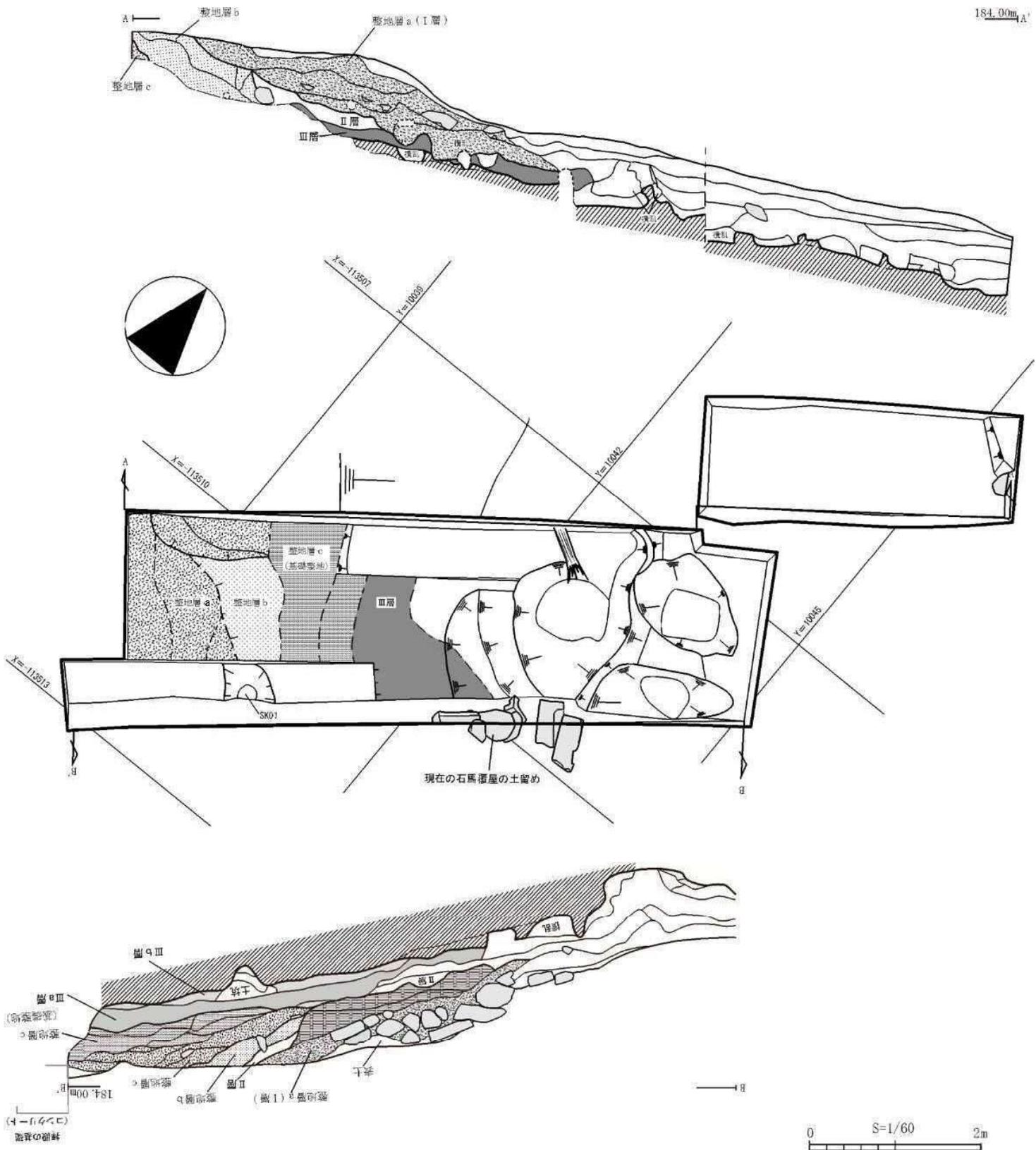


⑤ まとめ

両地区で境内の造成に関わる整地層を確認した。拝殿北東部地区では、拝殿や石馬覆屋が段階的な整地事業によって拡張した境内の北東端部に位置している状況が明らかになった。その拝殿と神楽殿間は約15m四方の広い平坦面となっているが、この平坦面も何時期かの整地事業によって造成されたと考えられ、今後、各整地層の分布や新旧関係の整理によって境内の変遷も明らかになっていくと考えられる。

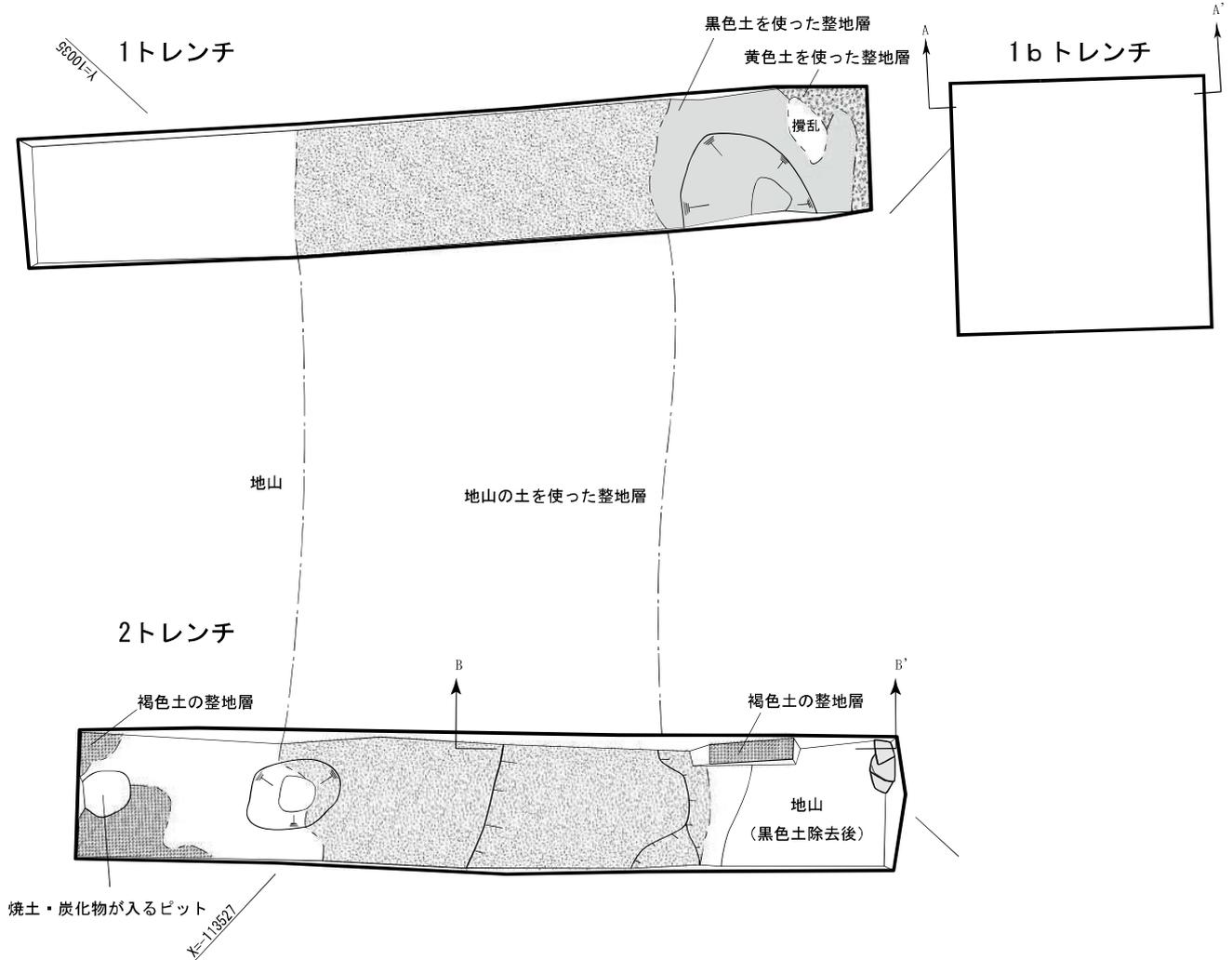
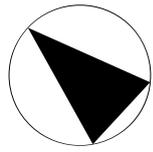


第1図 駒形根神社境内年度別調査区

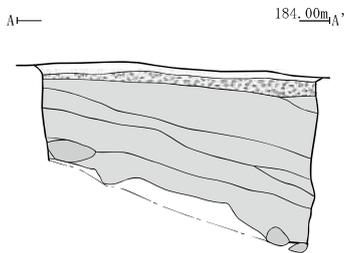


第2図 調査区（拝殿北東部）

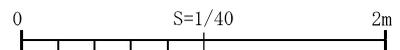
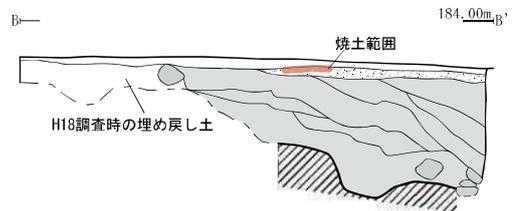
平面図・断面図



1bトレンチ 断面図



2トレンチ 断面図



第3図 調査区（拝殿・神楽殿間）
平面図・断面図